

## 福祉のお仕事を体験してみませんか？

**対象者** 福祉・介護・保育の仕事に関心のある方

**体験先** 青森県内の高齢者、障害者、保育分野等の社会福祉施設及び事業所

**実施期間** 毎年度4月初日から翌年3月末まで

**体験内容** 体験先施設により異なりますが、実際にお仕事を体験していただきます。

### 体験期間

1人あたり最大10日まで（体験時間は1日8時間以内）

**体験経費** 無料（ただし、交通費、食事代等は本人負担）

**申込時期** 体験先の調整のため、体験希望日の20日前までにお申込みください。

### 《申込・お問合せ先》

青森県福祉人材センター

（☎017-777-0012）

弘前福祉人材バンク

（☎0172-36-1830）

八戸福祉人材バンク

（☎0178-47-2940）

※お電話・FAX・webから申し込みで  
きます。

## ご存じですか？知財調停

知財調停とは、ビジネスの過程で生じた知的財産権に関する紛争（特許権、著作権、商標権、不正競争防止法に定める不正競争）について、当事者双方の話し合いにより解決を図る手続です。

裁判官、知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成される調停委員会とともに紛争解決を目指します。

東京地方裁判所、大阪地方裁判所で運用しておりますが、ウェブ会議を利用して手続に参加できますので、ぜひ気軽にご相談ください。

### 《お問合せ先》

青森県地方裁判所総務課庶務係

☎017-722-5421

## 県税口座振替制度のお知らせ

青森県では県税の口座振替の申込みを受け付けています。

県税の納税は、便利で、安全・確実な口座振替をご利用ください。

なお、法人県民税・事業税、軽油引取税の新規受付は終了しており、令和8年8月振替分（令和8年7月申告期限分）をもって取扱いを廃止します。

現在、口座振替を行っている皆さまは、令和8年9月以降、口座振替されませんのでご注意ください。

### 【今後も口座振替を利用できる県税】

◇自動車税種別割

6月納期分（定期賦課分）

◇個人事業税

8月・11月納期分（定期賦課分）

### 【申込方法】

本人名義の通帳と預金届出印を持参のうえ、最寄りの取扱金融機関または県税事務所にお申し込みください。申込用紙は各窓口に備え付けてあります。

### 【申込期限】

◇自動車税種別割…4月30日

◇個人事業税…8月中旬

### 【取扱金融機関】

青森みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫、県内農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）など

### 【ご注意ください】

振替日から数日間は県税事務所の窓口では振替の確認が出来ません。その期間に納税証明書が必要な場合は、口座振替分の記帳がされた預金通帳をご持参ください。

### 《お問合せ先》

青森県下北県税事務所 納税管理課

☎0175-22-8581 内線203

## 『みちのく・ふるさと貢献基金』助成事業募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では、県内の個人、団体、NPO法人、企業などが地域の発展や地域貢献のために、地域資源を活用・創造する活動や、健康増進、医療、福祉、環境に関連する活動に対し、必要な費用を助成しています。

### 応募受付

4月1日（水）～5月31日（日）までにホームページの申請受付フォーム、または申請受付表をメールまたは郵送してください。

### 申請方法

申請書類は6月30日（火）までに必要事項を記入してメールまたは郵送してください。

### 助成金額

必要費用以内で、100万円を限度とします。

### 《お問合せ先》

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金事務局

☎017-774-1179

担当／小山内・川村

URL : <https://www.michinoku-furusato.or.jp>

## 離婚と子どもをめぐるルールが新しくなります！

令和8年4月1日より、改正民法が施行され、離婚後に父母双方を親権者として定める共同親権を選択することができるようになります。また、離婚時に養育費の取決めをしていなくても、一定額の法廷養育費を請求することができるようになります。

話し合いでまとまらない場合は、家庭裁判所の手続を利用して解決を図ることも考えられます。手続案内や申立書については、裁判所ウェブサイトでご案内しております。また、今回の法改正による内容を詳しく知りたい方は、特設ページ「離婚と子どもをめぐる新しいルールについて」をご覧ください。

### 《お問合せ先》

青森県地方裁判所総務課庶務係

☎017-722-5421